

改正

平成23年3月9日告示第29号

平成31年3月29日告示第57号

糸魚川市鳥獣被害防止対策事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、野生鳥獣による農作物被害を防止するため、農作物被害地域で行う鳥獣被害防止対策事業（以下「事業」という。）に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、糸魚川市補助金等交付規則（平成17年糸魚川市規則第50号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 農地 市内において現に耕作する田、畑、及び果樹園（いずれも家庭菜園を含む。）をいう。
- (2) 電気柵 農地の外周に電線を柵状に設置し、これに電流を流すことにより、野生鳥獣の侵入を防止する設備をいう。
- (3) 維持管理 電気柵の設置、監視、撤去、保管その他電気柵の管理に係る一連の行為をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、野生鳥獣による農作物被害を防止するために農地に電気柵を設置する者であって、市税に滞納がないものとする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、電気柵の購入費及び修繕費とする。ただし、国、県その他の団体から助成等を受けている場合は、補助対象経費から当該助成額等を除く。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、次に定めるところによるものとする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

- (1) 耕作する者が3戸以上で電気柵を設置する農地の合計面積が10アール以上の農地に

において共同で事業を実施する場合 補助対象経費の10分の6とする。ただし、補助金交付申請年度の4月1日時点において、防護柵設置を行う農地が属する自治会の65歳以上の人口が当該自治会の全人口の45パーセント以上を占める場合にあっては、補助対象経費の10分の7とする。

(2) 電気柵を設置する農地の合計面積が10アール以上の農地において、防護区域が地理的
事情等により共同して事業が実施できず、2戸以下で実施する場合 補助対象経費の3
分の1とし、5万円を上限とする。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、複数の耕作する者が共同で事業を実施する場合であって、
当該実施者が電気柵を適正に維持管理することができるのと市長が認めた場合 補助対
象経費の10分の6とし、同一農地について30万円を上限とする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年7月1日から実施する。

前 文 (抄) (平成23年3月9日告示第29号)

平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月29日告示第57号)

この告示は、平成31年4月1日から施行する。